

スマートエネルギーネットワーク構築事業助成金交付要綱 新旧対照表
(令和4年4月改正分)

新	旧
<p>スマートエネルギーネットワーク構築事業助成金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(制定) 令和2年8月24日付 <u>2</u>都環公地温第1105号 (改正) 令和4年3月8日付 <u>3</u>都環公地温第2822号</p> <p>第1条から第9条まで (現行のとおり)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第10条 公社は、前条第1項に規定する本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、前条第3項に規定する本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者 (以下「助成事業者」という。) に対し、交付の条件として、次の条件を付すものとする。 一から七まで (現行のとおり)</p> <p><u>八 助成事業者が独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人にあつては、次の要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 前条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日以降に、都又は公社から調査の要請があつた場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。</u></p> <p><u>イ 前条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日以降に、都又は公社から要請があつた場合には、本事業及び</u></p>	<p>スマートエネルギーネットワーク構築事業助成金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(制定) 令和2年8月24日付都環公地温第1105号</p> <p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第10条 公社は、前条第1項に規定する本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、前条第3項に規定する本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者 (以下「助成事業者」という。) に対し、交付の条件として、次の条件を付すものとする。 一から七まで (略)</p>

自立分散型エネルギーの面的活用に関する普及啓発を行うこと。

九 第8条第2項の規定により共同申請を行った助成事業者は、次の要件を満たすこと。

ア 助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の助成金の交付決定を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）の着手の日までに、リース契約等を締結していること。

イ リース契約等におけるリース料、割賦販売価格又はパフォーマンス契約のサービス料について本助成金に相当する金額が減額されていること。

ウ E S C O事業者にあつては、助成事業の着手の日から第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して3か年度目の5月末日までの間、業種区分がE S C O事業者である東京都ビジネス事業者であること。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関等と、交付申請日の属する年度から起算して過去3か年度以内に、省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約を締結した実績がある場合はこの限りでない。

十 助成対象経費に関して本助成金以外に国その他の団体から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。

十一 前条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日以降に都又は公社が本事業の事業者名、事業所名その他本事業

八 第8条第2項の規定により共同申請を行った助成事業者は、次の要件を満たすこと。

ア 助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の助成金の交付決定を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）の着手の日までに、リース契約等を締結していること。

イ リース契約等におけるリース料、割賦販売価格又はパフォーマンス契約のサービス料について本助成金に相当する金額が減額されていること。

ウ E S C O事業者にあつては、助成事業の着手の日から第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して3か年度目の5月末日までの間、業種区分がE S C O事業者である東京都ビジネス事業者であること。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関等と、交付申請日の属する年度から起算して過去3か年度以内に、省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約を締結した実績がある場合はこの限りでない。

九 助成対象経費に関して本助成金以外に国その他の団体から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。

十 前条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日以降に都又は公社が本事業の事業者名、事業所名その他本事業の

の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力すること。

十二 第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日から当該提出日の属する年度の翌年度から起算して2か年度目の5月末日までの間、コージェネレーションシステムについて第5条第一号に定める要件を満たすこと。

十三 本規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。

十四 公社が第24条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。

十五 公社が第25条第1項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、公社が指定する期日までに返還するとともに、第26条第2項の規定により違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第27条第2項の規定により延滞金を納付すること。

十六 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

2 (現行のとおり)

第11条から第35条まで(現行のとおり)

実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力すること。

十一 第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日から当該提出日の属する年度の翌年度から起算して2か年度目の5月末日までの間、コージェネレーションシステムについて第5条第一号に定める要件を満たすこと。

十二 本規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。

十三 公社が第24条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。

十四 公社が第25条第1項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、公社が指定する期日までに返還するとともに、第26条第2項の規定により違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第27条第2項の規定により延滞金を納付すること。

十五 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

2 (略)

第11条から第35条まで(略)

附 則（令和 2 年 8 月 24 日付 2 都環公地温第 1105 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 9 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 8 日付 3 都環公地温第 2822 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 24 日付 2 都環公地温第 1105 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 9 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。